

<講演要旨>

第二部 EEZ の境界画定をめぐる動向と日本の海洋開発を安全に行うための課題

パネルディスカッション講演要旨

古庄 幸一 NTT データ特別参与

「日本周辺国の動向と海洋開発に伴う日本の抑止力

海上自衛官としての体験から、指揮官の感じる海における安全と安心の意識について言うと、次のことが言える。

- ・ 価値観を同じくする人が近くにいると思うと安心
- ・ 一番近い、寄港できる港はどこかの意識

従って、EEZ の中で仕事をする人は、何かあったら海保、海自、さらには第 7 艦隊が来て安全を確保してくれることを前提としていると考える。

海洋開発の対象としての EEZ のことばかり考えるのでは不十分である。海洋全体の認識をみると、日本と中国は、価値観は違うが略同じ海洋領域を認識対象としている。しかも、中国は資源を世界に求め大きな海軍力を築き陸地をも使い海洋に進出している。

軍事力を使った既成事実化で南シナ海の岩礁をベトナム、フィリピンから確保し、真珠の首飾りといわれる軍港をミャンマー、バングラデシュ、スリランカ、パキスタンに建設している。更には赤道近くの島嶼国にも港湾を作っている。

東シナ海でも、南シナ海と同様の事態が生じている。先ず、漁船、さらには監視船、ついには軍艦となろうが、日本政府は単に冷静にと云うことでしか対応していない。

仮想事例として、尖閣諸島の付近で海洋開発をしている周りに海保が巡視、海自と第 7 艦隊が演習していたとする。その時に某国の船が海洋開発の設備を攻撃したらどうするか？

海保、第 7 艦隊は救援に向かう。海自も行くが現行法では何もできない。

根拠法がないため、超法規的措置、人道的措置で対応しても犠牲者が出れば艦長が処罰を後で受けるかもしれない。

国の意思で開発を行い、国の意思で最終的に軍隊が守ることが必須である。国家の意思がないと抑止力は何の役にも立たない。法的措置又は解釈で済むことなら今すぐ、現場に **Rule of Engagement** を持たせること。そうすれば海保と、この様な想定に関しても共同訓練をする等の対応が出来る。